

令和5年度（2023年度）

柏崎市除雪計画



THE★ALL
かしわざき

柏崎市都市整備部

もくじ

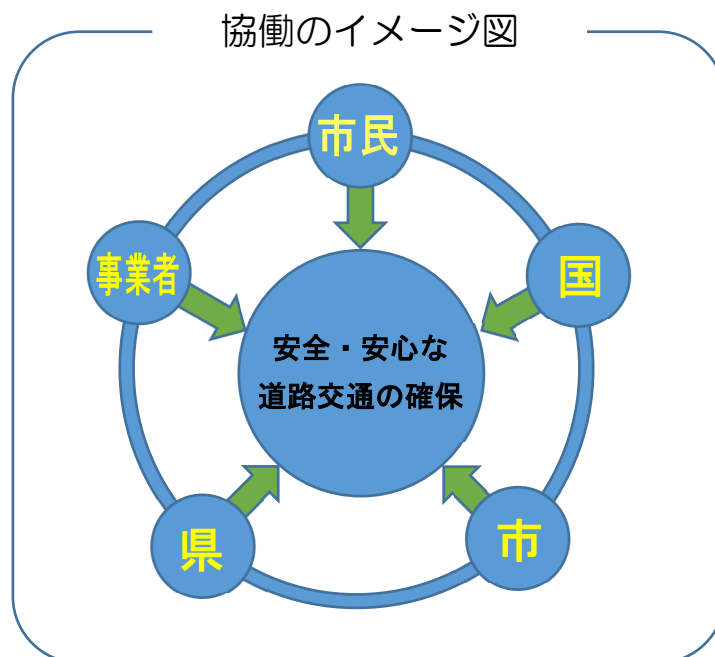
1. 目的	1
2. 除雪計画期間	2
3. 車道除雪・歩道除雪	3
4. 車道除雪目標	5
5. 車道除雪出動基準	7
6. 歩道除雪	1 1
7. 雪捨て場の利用	1 2
8. 市民の民さまへのお願い	1 3
9. 補助制度・支援制度	1 4
10. お問い合わせ先	1 6
11. 除雪路線図	1 7

1. 目的

本市では、冬期間における安全で安心な道路交通の確保を目的に、『柏崎市除雪計画』を策定しています。

しかし、除雪機械の能力を超える記録的な豪雪や短期集中的な降雪が発生すると、目標としている除排雪作業の実施が困難となります。

このような状況下でも、快適な市民生活と社会経済活動を維持するため、道路管理者である国・県・市の連携・協力はもとより、除雪事業者や市民の皆さまとの協働により、安全で安心な道路交通を確保するよう努めてまいります。



2. 除雪計画期間

除雪計画期間は、次のとおりです。

令和5（2023）年12月 1日（金曜日）から
令和6（2024）年 3月20日（水曜日・祝日）まで

ただし、中山間地の地区は、次のとおりです。

高柳・南鯖石・鶺川・野田・別俣地区

令和5（2023）年12月 1日（金曜日）から
令和6（2024）年 3月31日（日曜日）まで



3. 車道除雪・歩道除雪

車道除雪

- ◆ 除雪を実施する路線は、機械除雪が可能な路線で、第1種除雪路線から第3種除雪路線に区分し実施します。また、車道除雪は、早朝（翌朝7時まで）の除雪完了を目標としていますが、降雪状況によっては、昼間の除雪も実施します。



- ◆ 第3種除雪路線は、数回の除雪作業で堆積した雪によりカーポートや塀などに損傷を与えると判断した場合、除雪を実施できないことがあります。この場合は、町内会等において道路除排雪費補助制度（14ページ）をご利用の上、徐排雪作業をお願いします。



歩道除雪

- ◆ 歩道除雪は、通学路を中心に歩行者が多い路線を、地域、学校、国・県・市で調整し、「雪みち計画（歩道除雪計画）」を策定しています。
- ◆ 除雪を実施する路線は、機械除雪が可能な路線で、A水準からC水準に区分し実施します。



4. 車道除雪目標

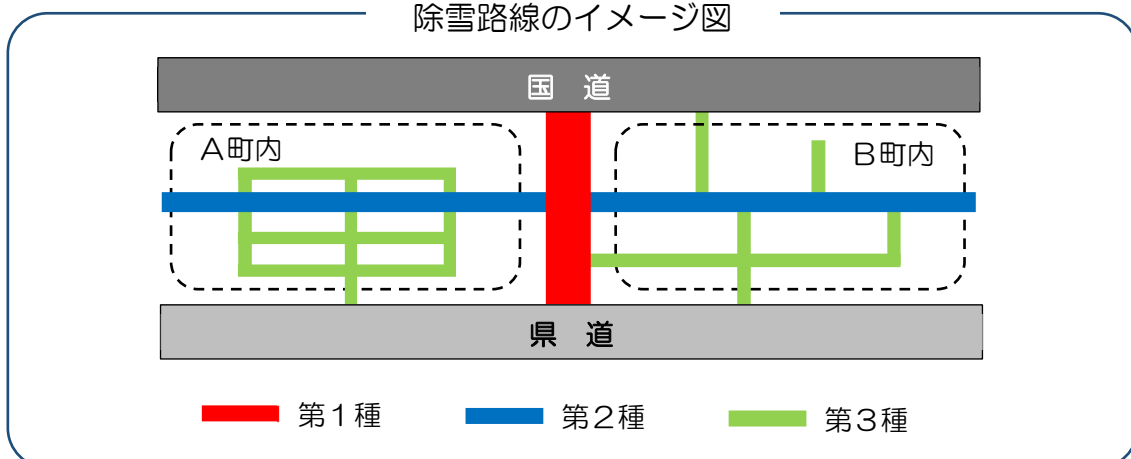
- ◆ 車道除雪目標は、第1種除雪路線から第3種除雪路線に区分されます。また、『平常時』と『緊急時』では除雪の手順が異なります。平常時の実施延長は、643kmで、このうち緊急時は、65kmの路線を優先して確保します。

平常時

- ◆ 平常時の除雪路線は、その路線の交通量、医療機関、学校、行政機関などの条件によって、次の区分に分類し、除雪目標を設定しています。

区分	適用基準	除雪目標
第1種除雪路線 (123km)	通勤通学道路及び国県道に通じる道路で、交通量の多い主要道路	2車線以上を確保する。
第2種除雪路線 (136km)	比較的交通量が多く、第1種について重要な道路	1車線を確保し、所々に待避所を設ける。
第3種除雪路線 (384km)	機械除雪が可能な生活道路及び道路幅はあるが交通量の少ない道路	1車線を確保する。(状況によっては除雪を実施できない場合がある。)

除雪路線のイメージ図



緊急時

- ◆ 緊急時とは、連続異常降雪※があり、柏崎市防災計画に基づき豪雪警戒本部、又は豪雪対策本部が設置され、平常時による対応が困難と判断した場合をいいます。

※ 連続異常降雪とは、24時間の降雪量が50cm以上となった場合をいいます。

- ◆ 緊急時は、新潟県が指定した緊急確保路線と連携し、緊急車両や物流の通行確保のため、優先的に除雪を実施します。

- ◆ 緊急確保路線は、次のとおり実施します。

区分	適用基準	除雪目標
緊急確保路線 (65km)	緊急車両や物流の確保を優先させるため、第1種除雪路線のうち市があらかじめ指定した路線	2車線以上を確保する。

緊急時は、緊急確保路線を優先的に除雪するため、その他の路線の除雪が遅れたり、除雪できないことがあります。

5. 車道除雪出動基準

車道除雪の出動基準は、分類ごとに次のとおりです。

新雪除雪の出動基準

新雪除雪は、降り積もった道路上の新雪を、除雪ドーザや除雪グレーダーなどの除雪機械で道路脇に寄せて除雪する作業です。



- ◆ 積雪量が降雪状況や気象情報により、翌朝 7 時まで
に 10cm 以上予想されるとき。
- ◆ 連続降雪により、10cm 程度の降雪が予想され、道
路交通確保が必要となったとき。

路面整正の出動基準

路面整正は、路面に残された雪の凸凹やわだちなどを、除雪ドーザや除雪グレーダーなどにより削り取って路面を平坦にし、削り取った雪を道路脇に寄せる作業です。

- ◆ 路面に残された雪の凸凹やわだちが多く、交通の支障
となるおそれがあるとき。
- ◆ 連続した降雪などにより、圧雪が 10cm を超えるお
それがあるとき。

圧雪処理の出動基準

圧雪処理は、通常の除雪では取り除けない路面上に発生した圧雪を、除雪ドーザや除雪グレーダーなどで除去または削り取る作業です。路面整正と比べ、比較的長時間の作業となります。



- ◆ 気温の上昇、チェーン装着車の通行などによって、圧雪の形状・性質などが変わり、極端な凸凹が生じて交通障害の原因となるおそれがあるとき。

拡幅除雪の出動基準

拡幅除雪は、除雪ドーザなどで道路脇に寄せた雪でできた雪壁を、ロータリー除雪車などで掻き取って雪壁の上に積み上げたり、道路の外側に投雪し、道路幅を拡幅する作業です。



- ◆ 連続した除雪作業で道路脇の雪壁が大きくなり、必要な道路幅の確保が困難となったとき。

排雪の出動基準

排雪は、拡幅除雪などが困難となった場合に、道路に残った雪をダンプトラックなどで運び出す作業です。

- ◆ 第1種、第2種除雪路線の除雪を実施する上で、堆雪スペースの確保ができず、除雪目標である車線の確保が困難となったとき、または、交通・保安・消防・救急活動に支障が生じるおそれがあるとき。

排雪により交通状況に大きな支障が生じるおそれがある場合は、関係機関（警察署、消防署、バス会社、地元町内会など）と連携・調整し、通行止め等の措置を行うなど、速やかに排雪を実施します。

凍結防止剤散布の出動基準

凍結防止剤散布は、路面上の凍結を防ぐため、凍結防止剤を散布する作業です。

- ◆ 交差点、カーブ、橋りょう、急な坂道など、市が指定した路線の路面凍結により、スリップ事故が発生するおそれがあるとき。
- ◆ パトロール車などの巡回の際に、危険な箇所を発見したとき。

路面の凍結が著しく局部的な場所には、仮設の凍結防止剤置場を設置し、人力によって散布を実施します。



6. 歩道除雪

歩道除雪は、次の除雪区分と除雪基準により出動します。

◆ 歩道除雪区分

除雪水準	呼称	内容
A	早朝除雪	早朝（通勤通学前）、昼夜を問わず必要な時に行う。
B	昼間除雪	昼間、必要な時に行う。（早朝、深夜は除雪しない。）
C	連続降雪後除雪	2～3日程度の連続降雪が落ち着いた後、車道除雪に余裕が出たときに行う。

◆ 歩道除雪基準

項目	内容
出動基準	歩道上に20cm以上の積雪が予想される時。
除雪の幅	1. 0m以上を標準とする。
確保状況	長靴又は防寒靴で歩行が可能なこと。 （自転車は対象としない。）
確保基準	除雪後の積雪の深さ5cmを基準とする。除雪工法からやむを得ない場合は、10cm以下とする。 （ 圧雪が形成され、歩行に支障のない場合は、圧雪面からの積雪の深さとする。 ）

- ◆ 歩道除雪を実施する上で、堆雪スペースの確保が困難となったときは、排雪を実施します。

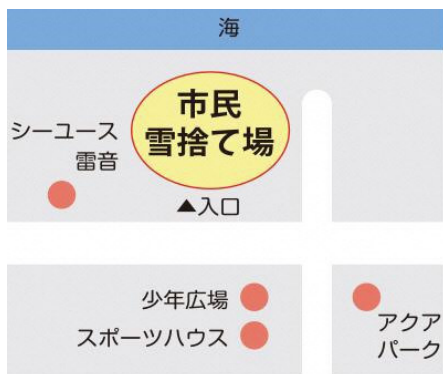
7. 雪捨て場の利用

◆ 除排雪作業を円滑に実施できるよう、雪捨て場を開設します。

◆ 雪捨て場へ排雪できるものは、次のものに限りです。

- ・ 道路の交通確保のための排雪
- ・ 公共、民間の駐車場確保のための排雪
- ・ 町内会などが一斉に実施する屋根の雪下ろしによる排雪

◆ 雪捨て場は、中央海岸（シーユース雷音となりの海浜）となります。また、指定区域は柵・スノーポール・ロープなどで区画した範囲内となります。



◆ 利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までです。（上記時間以外は、原則使用不可となります。）

◆ 排雪の際は、事前に利用届を市役所道路維持課へ提出してください。なお、排雪を事業者委託する場合などは、手続きの事業者代行が可能です。

【注意事項】

- ・ 土砂、ごみ、危険物などは混入しないでください。
- ・ 排雪時間は厳守してください。
- ・ 指定区域以外に排雪しないでください。
- ・ 場内係員の指示に従って作業してください。
- ・ 交通渋滞を起こさないよう、運搬ルートを選定してください。

8. 市民の皆さまへのお願い

道路への雪出しはおやめください。

敷地内の雪を道路に出すと、通行が妨げられ、事故や渋滞が発生するおそれがありますのでおやめください。ただし、屋根の雪下ろしなどでやむを得ず道路に雪を出す場合は、町内会が主体となり一斉に実施してください。また、交通の支障とならないようすぐに排雪処理を実施してください。（14ページ 道路除排雪費補助制度をご利用ください。）

玄関前、車庫前の雪処理のお願い

除雪車は、道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前を塞ぐことなく除雪することは技術的に困難です。除雪車が通過した後の雪処理は、各家庭、事業者、町内会などで実施していただきますようご協力をお願いします。

河川、水路などへの投雪はおやめください。

河川や水路に投雪すると、水の流れが堰き止められ、上流で水上がりの被害が発生します。マンホールや雨水柵も同様ですので投雪はおやめください。

路上駐車はおやめください。

路上駐車や歩道上に駐車すると、除雪作業の妨げになりますのでおやめください。

除雪車に近寄らないでください。

除雪車は大型で運転席からの見通しが悪く、巻き込み事故などの危険があります。除雪車には絶対に近寄らないでください。

庭木などのせん定をしましょう。

道路上に伸びた庭木などが雪の重みにより通行車両と接触し、重大な事故を引き起こすおそれがありますので、庭木のせん定をお願いします。

倒木のおそれがある樹木の伐採にご協力ください。

私有地の樹木が市道へ倒れると通行の支障となり、除雪作業ができなくなりますので、倒木のおそれがある樹木は伐採をお願いします。

塀などの構造物には、赤い旗など目印をつけましょう。

積雪により、塀などの構造物が見えにくくなる場合があります。除雪により破損のおそれがある構造物は、事前に撤去・補強するか、赤い旗など目印の設置をお願いします。

9. 補助制度・支援制度

雪の処理にお困りの皆さまへ補助制度・支援制度をご紹介します。必要な方はご利用ください。

狭い道路を除雪する方への補助

名称	概要	補助率	お問合せ先
道路除排雪費補助 ※ ₁	道路幅が狭いため、市で機械除雪ができない道路を町内会などが除排雪する場合、かかった費用の一部を補助します。	75%	都市整備部 道路維持課 ☎ 21-2283 FAX 23-5116
小型除雪機械 整備事業補助 ※ ₁ , ※ ₂	町内会または地域に住む3世帯以上で構成する組合の小型除雪機械購入費の一部を補助します。	50%	

※₁申請書類は、市のホームページに掲載しています。なお、道路除排雪費補助における道路除排雪計画書は、市のホームページからオンライン申請を行うことができます。

※₂今年度の受け付けは終了しました（4～8月受け付け）。

克雪住宅・命綱固定アンカーを整備する方への補助

名称	概要	補助限度額	お問合せ先
克雪すまいづくり 支援事業 ※ ₃	<u>屋根の雪下ろしを不要にしたい</u> 個人住宅の克雪化工事費用の一部を補助します。事前に申請手続きが必要です。 ※補助対象地区は、北鯖石・田尻・高田・中通・上米山・上条・中鯖石・南鯖石・別俣・野田・鶴川・北条・高柳町地区です。	融雪式住宅 4 4万円（要援護 世帯 55万 円）、その他の 克雪住宅 33 万円（要援護世 帯 44万円）	都市整備部 建築住宅課 ☎ 21-2291 FAX 23-5116
	<u>屋根の雪下ろしを安全に行いたい</u> 住宅屋根に命綱固定アンカーを設置する費用の一部を補助します。 ※事業者に依頼する場合も設置が必要です。	10万円	

※₃今年度の受け付けは11月末日で終了します（例年4～11月受け付け）。

除雪することが困難な世帯への補助

名 称	概 要	補助限度額	お問合せ先
地域で支え合う 除雪支援事業	自ら雪処理を行うことが困難な世帯に、町内会等の住民が行う自主的な除雪作業を支援します。	1町内会などにつき上限10万円（豪雪時は20万円）	市民生活部 市民活動支援課 ☎ 43-9127 FAX 22-5904

高齢者など要援護世帯への補助

名 称	概 要	補助率	お問合せ先
高齢者世帯等 除雪費助成事業	雪下ろし作業にかかった費用の一部を助成します。対象は、次の全ての条件を満たす65歳以上の高齢者のみの世帯や障がいのある方のみの世帯など ①自力での雪下ろしができない ②市内に居住する家族・親族の支援が受けられない ③世帯員全員の市民税が非課税または均等割課税である ※事前に手続きが必要です。	1日の作業につき、かかった費用の80%（上限2万円）	福祉保健部 介護高齢課 ☎ 21-2228 FAX 21-4700

ボランティアによる除雪支援

名 称	概 要	お問合せ先
除雪ボランティア事業	おおむね75歳以上の高齢者のみ世帯または障がいのある方の世帯にボランティアを派遣し、住居の玄関から道路までの間で必要な範囲の除雪と屋根下除雪を行います。 派遣の目安は、積雪により1階の窓などが雪で埋まっている状態の世帯です。	柏崎市社会 福祉協議会 ボランティアカー ☎ 22-1411 FAX 22-1441

※変更・休止または、補助額が上限に達している場合がありますので、ご活用の際は、必ず実施主体へお問い合わせをお願いします。

10. お問い合わせ先

道路除雪に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

市道

柏崎市

都市整備部 道路維持課

☎ 21-2283 FAX 23-5116

国道8号、116号

国土交通省

長岡国道事務所 柏崎維持出張所

☎ 22-2159 FAX 23-8365

市道と国道8号、116号以外の国道・県道

新潟県柏崎地域振興局

地域整備部 維持管理課

☎ 21-6324 FAX 24-0346

1 1 . 除雪路線図

市では、除雪路線を『まちナビ柏崎』で公開しています。路線をクリックすることで、車道除雪路線（第 1 種～第 3 種除雪路線）、緊急確保路線、歩道除雪路線、消雪パイプ路線を確認できます。

※ システムの利用に係る通信料は自己負担になります。

パソコンなどからの確認方法

- ① 柏崎市公式ホームページのキーワードや検索サイトで『まちナビ柏崎』と入力して検索。
- ② 検索語に表示される『まちナビ柏崎のご利用案内』をクリック。
- ③ 『まちナビ柏崎のご利用案内』に移動したら、中段の『まちナビ柏崎マップ一覧』の『道路』をクリック。
- ④ 『まちナビ柏崎 道路』のトップ画面に移動したら、『除雪路線図』のタブをクリック。

『まちナビ柏崎 道路』トップ画面



スマートフォンやタブレットなどからの確認方法

- ◆ 次のQRコードをスマートフォンやタブレットなどのカメラ機能により読み込んでください。



【まちナビ柏崎QRコード】

『まちナビ柏崎 道路』トップ画面



- ◆ 目的の場所を拡大し、除雪路線をタップすると、路線種別、路線名、除雪路線延長などが確認できます。

(柏崎市指定) 雪捨場利用届

令和 年 月 日提出

柏崎市長

雪捨場利用者 住所

氏名

連絡先 (TEL)

排雪する施設名、等	
運搬車の名称、等	住所 名称 責任者氏名 連絡先 (TEL)
運搬車両の規格、等	運搬車の規格 t 車 使用台数 台
計画排雪量	約 m ³ (/m ³ t 車× 台)
排雪希望日時	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
確認	排雪指定日時 令和 年 月 日 時 分~ 時 分
	調整の理由
備考	確認用カード交付番号 No. ~No.

(注1) 排雪計画を立てる時点において運搬担当者と十分な打合わせをした上で、運搬車両の規格、台数を決定してください。

(注2) 排雪は、指定日時を厳守してください。尚、指定日時の変更を希望する場合は、早めに連絡をして下さい。

(注3) 計画排雪量の計算は2 t 車 1.5 m³、4 t 車 3.0 m³、10 t 車 7.0 m³で計算して下さい。